

新型コロナ 特例猶予 猶予期限を むかえるに あたって

上原会計事務所

〒390-0852

松本市島立 1095 番地

デザインセンタービル 2F

☎ 0263-88-2514

昨年4月、新型コロナの影響に鑑み、国税における**納税猶予の特例**、地方税の**徴収猶予の特例**が創設されましたが、それぞれ本年2月1日までの納期限の国税・地方税で終了となりました。多くの納税者様が、この制度を適用しました。

経済環境の好転が見込まれていない現況においては、きたる猶予期限経過にあたり納付をどのようにするべきでしょうか。

未だ納付が困難で、なされていない場合、この1年間という猶予の後の対応を検討・対策を講じる必要があります。

① 既存（現行）の猶予制度の活用を検討

- ・納税の猶予
- ・換価の猶予

国税の猶予制度には、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となることや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される制度として上記の2つがあります。

各制度の要件等は以下のリーフレットが参考となります。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_04.pdf（国税庁）

国税庁は、特例猶予終了後の対応として、「納税の猶予」制度が適用できない場合でも、「換価の猶予」を柔軟に適用することとしています。特例猶予における弾力的な対応に比し、既存の猶予制度は、納付計画の確認、資金繰りの説明などが求められることが多いと考えられます。

② 期限経過後の納付リスクに注意！

新型コロナウイルス感染症の影響は未だに続いている中、特例猶予制度のみが終了し延長されない状況では、この猶予期限内での納付資金の捻出が厳しく、未だ納付をされていない納税者様も多いことと思います。猶予期限が徒過するとリスクが生じることに要注意です。

1. 延滞税の賦課 猶予期限の翌日から課されます

2. 督促から滞納処分へ

3. 新たな納税に伴うリスク

これまでの猶予税額に、今後の新たな年度分の課税、納付が加わることで、さらなる資金捻出が必要になります



上記リスク回避のためにも、現在猶予税額が期限までに納付できない場合には、事前に、既存の猶予制度の活用を検討する必要があります。ご不明な点等ございましたら、お問合せ下さいませ。